

平成 2 9 年度

定期 監 査 結 果 報 告 書

(市 立 小 中 学 校 監 査 実 施 分)

糸 島 市 監 査 委 員

定期監査報告書（市立小中学校）

第1 監査の目的

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項に規定される監査であり、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものである。

なお、監査にあたっては、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定により、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、常に組織及び運営の合理化に努めているかを念頭において実施した。

第2 監査の方法

小中学校の定期監査は、当該施設が市内全域に設置されていること等を勘案し、市立小中学校の全校を4年間で一巡する計画で実施している。本年度は、小学校5校及び中学校2校の計7校を対象に実施した。

事前に監査の実施方法を協議し、教育総務課、学校教育課及び各小中学校から資料の提出を求め、学校長及び関係職員等から説明を聴取し、事務の執行状況、平成28年度に購入した備品の整理状況、施設の管理状況及び危険箇所対応状況等について、監査を実施した。

第3 監査の実施期間

平成29年5月8日から平成29年6月23日

実地検査実施日

期 日	学 校 名	
6月21日（水曜日）	前原南小学校	雷山小学校
6月22日（木曜日）	加布里小学校	長糸小学校
6月23日（金曜日）	志摩中学校	姫島小学校 志摩中学校姫島分校

第4 監査の結果

1 各学校に共通する監査結果

(1) 契約事務の執行状況

平成29年度に締結された契約について、書類審査を行った結果、一部の軽微な事項を除き、執行状況は適正に処理されていると認められた。

(2) 危険箇所調査に係る対応状況

平成27年度に実施された学校施設危険箇所調査においてA判定とされた箇所(大規模改修予定箇所等を除く)の全件を現地確認した結果、出入口扉について、緊急性が低いとのことで、補修されていない箇所があった。

出入口扉については、緊急時の避難経路確保の観点から、早急に対応すべきであるとする。

(3) 施設備品の管理状況

平成28年度に購入された施設備品について、備品台帳との照合及び現品の確認を行った結果、おおむね良好に管理されていた。

平成28年度に購入された備品の情報は、各学校において学校備品管理システムに入力され、備品シールも対象備品に貼付されていた。

なお、備品シールについては、記載項目の統一は図られているようであるが、独自の様式のものを使用している学校があった。教育委員会において、全学校共通の様式に統一していただきたい。

(4) 財務事務の執行状況

今回の監査では、学校長の口座に入金された就学援助費の適正な財務運用が行われているかを視点を監査を行った結果、おおむね良好に管理されていた。

(5) 鍵の管理状況

鍵の管理は、校長、副校長及び教頭などの管理監督者によって行われており、校長室及び職員室等において保管されていた。

今回の監査では、次に掲げる点において、一部不適切な運用がみられた。

ア 鍵の保管状況について、整然と管理されていないものがあった。

イ 鍵の現物個数について、管理台帳に記載された個数と異なっていた。

ウ 鍵の管理台帳について、記載内容が不完全なものがあった。また、記載方法が明確でなく、使用中であるか否かが確認しづらい状況であった。

鍵の管理台帳に関しては、教育委員会において統一様式が示され、これに基づいて各学校に対する指導が行われているところではあるが、適正な運用を周知徹底していただきたい。

(6) 理科等薬品の管理状況

理科系実験用薬品類の管理については、「糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱」に

則って、適正に執行されているかどうかの視点により監査を行った。薬品の管理は、理科主任等が管理責任者となり管理体制が整備されていた。

今回の監査では、次に掲げる点において、一部不適切な運用がみられた。

- ア 危険物について、共存させてはいけない類別性質物質の分類がなされていなかった。
- イ 毒物、劇物、危険物の点検について、学期1回以上行われていなかった。
- ウ 薬品管理簿について、記載内容が不完全なものがあつた。
- エ 地震等に対応した薬品の転倒防止対策が、行われていなかった。
- オ 理科等薬品の廃液について、容器が密閉されていなかった。
- カ 薬品保管庫及び薬品容器に、「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示がなされていなかった。
- キ 事故等発生時の応急措置等の周知が、十分になされていなかった。

以上を踏まえ、今後は、当該要綱において定める管理方法を厳守し、危険回避のための管理を周知徹底していただきたい。

(7) 機械警備による安全管理状況

機械警備に係る業務報告書を確認した結果、「セット忘れ」、「セットミス」、「窓等の無施錠」等が散見された。

「セット忘れ」については、3校において発生していた。特に「セット忘れ」の場合、不審者が学校内に侵入しても発報がなされず、全く無防備な状態となるため、極めて危険である。

今後は十分な注意を払い、機械警備を適正に活用し防犯体制を整え、学校内の安全の確立に努めていただきたい。

(8) 学校の安全確保

各学校において、非常変災時の行動計画及び消防計画が策定され、当該計画に基づき、地震・津波避難訓練や火災避難訓練等が実施されている。また、年度ごとに更新され、児童生徒及び職員への周知も行われている。

今後とも、児童生徒の安全を確保するための取組みを徹底していただきたい。

(9) 個人情報保護の状況

児童生徒の個人情報は、学校外に持ち出さないよう教職員に徹底されている。しかしながら、やむを得ず学校長等の許可により、個人情報を学校外に持ち出す場合がある。

この際の許可手続きについては、各学校で独自に行われているのが実情であるため、今後、教育委員会において、統一された基準を整備する必要があると考える。

個人情報の漏えいは、児童生徒等に大きな被害を及ぼすおそれもあるため、個人情報の持ち出しについては、管理を厳格にするよう周知徹底していただきたい。

(10) その他庶務関係

被服管理簿、私有車両の公用使用関係書類、水質検査関係書類等の各種庶務台帳類を監査した結果、事務処理について誤りが散見された。

また、機械警備に係る業務報告書について、文書の保存年限前に廃棄された事案があった。適正な文書管理を行っていただきたい。

郵券管理については、適正に執行されており、監査当日現在の残券数と一致した。

これらの台帳類は、適正かつ円滑な学校運営を行うための基本となる帳票等である。今後は、適切に庶務業務を執行していただきたい。

2 まとめ

監査の実施にあたっては、事前に関係書類を提出していただき、検証を実施した結果、学校現場での円滑な監査を執行することができた。

危険箇所の対応については、出入口扉の補修を早急に行っていただきたい。

鍵の管理については、適正な運用を周知徹底していただきたい。

理科系実験用薬品類の管理については、「糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱」に則った管理を徹底していただきたい。

非常変災時の対応については、各学校とも行動計画等を策定し、これに基づき訓練等が実施されている。今後も、避難訓練を定期的の実施し、いつ発生するか分からない非常変災に備えていただきたい。

なお、監査項目において、個々の事務処理指摘事項は別途教育委員会へ通知した。

最後に、コミュニティースクールについて、今回監査した全7校で取り組みが開始されていた。学校と家庭、地域が一体となり、「地域の子どもを地域で育てる」ことが、各学校区の特色を生かして実践されていることが認められ、評価できた。今後も継続的な取り組みをお願いする。

以上のとおり、平成29年度定期監査結果について記述したが、それぞれの指摘事項を念頭におかれ、今後とも安全かつ円滑な学校運営に努められるよう望むものである。